

レンタル規約

株式会社まほろば工房（以下甲という）の商品をご利用いただきありがとうございます。お客様に甲所有の商品及びその商品の全ての付属品部品（以下「商品」という。）をご利用いただきます際は次の事をお約束していただきます。

1. このレンタル契約はお客様よりご注文いただいたレンタル品を甲のサービスをご利用いただくために、当社指定の料金にて商品をお貸し出し（レンタル）するものです。
2. お客様のご身分が明らかでない場合には保証金をお預かりする事があります。この保証金はこの契約に定められたお客様の全ての債務を担保します。
3. 商品の最低レンタル期間は、2年間です。レンタル期間中に途中で解約なされた場合は最低レンタル期間の残存期間分の料金を解約時に請求させていただきます。
4. 商品はレンタル期間が終了後、30日以内に当社必着で返還していただくものとし、その後返還がなされない場合は、30日ごとに1か月分の料金の2倍を請求させていただきます。
5. お客様がこの契約に違反された場合には、甲は特段の通知、催告なしでこの契約を解除する事ができるものとします。この場合、お客様は直ちに商品を返還しなければなりません。契約が解除された場合であっても甲が商品の返還を受けるまでのレンタル料金と別途延長料金をいただきます。
6. 商品はご契約いただいた甲サービスに合わせて設定したものを宅配便で発送させていただきます。設定費用及び送料は当社指定の料金で発生の都度請求させていただきます。その後の設定変更等に伴うお客様からの発送、サービス終了に伴う返却に係る送料はお客様負担にて、発送いただきます。
7. 商品は使用目的に合った使用をしていただき、利用保管については、充分なご注意をお願いします。
8. 商品を甲に返還される場合に通常の使用による損耗を超えて、商品が破損し修理を必要とする場合には修理代金に相当する費用を弁償して頂きます。
9. 商品について第三者が、差押、仮差押又は権利主張をする恐れがある場合直ちに甲宛にその旨を通知していただきます。
10. お客様は商品を第三者に使用させたり、譲渡、質入、転貸、占有移転等の処分をしてはいけません。又商品を改造、改装してはいけません。

- 1 1. 商品に構造上の欠陥があり修理してもお客様のご使用目的を達成できない場合直ちにご連絡いただくものとします。甲は同種同等の代替品をレンタルいたします。代替品がない場合は、対象商品のレンタル料の払戻しをもって一切の責任を免れるものとします。
- 1 2. 商品がお客様のお手元にある間に返還不能及び修理不能の状態になった場合は、レンタル期間中の料金（期間を越えていればその期間の延長料金）の他に甲が一定の基準により算出したその商品の価格と同額を弁償していただきます。
- 1 3. お客様が商品を使用されるにあたって、お客様の使用上の不注意によって生じた損害については、甲は一切の責任を負いません。
- 1 4. 甲は商品の操作機能確認のうえお客様に商品をお渡しした後、お客様に生じた使用目的を達しない等の損害については一切責任を負いません。
- 1 5. 宅配の場合、商品受け取り後すぐに梱包等を開封し、お客様自身で取り扱い説明書等を確認し、使用目的を達成できるように商品チェックしてください。チェック後使用目的を達成しない場合直ちにご連絡いただくものとします。
- 1 6. 商品が盗難、火災に遭った場合にはお客様は盗難届、被災証明をとっていただきます。（国外を除く）甲が保険給付を受けた場合には、免責額を除き弁償金はいたしません。
- 1 7. 若しお客様との間に、この契約に関して紛争を生じた場合には、第一審の管轄裁判所は甲の本店を管轄する地方裁判所とします。

（附則）

2021年4月1日改定 第6条 設定費用及び送料の有料化

2021年4月1日
株式会社まほろば工房